

## 大川広域行政組合契約規則

〔 昭和46年 8月 4日  
規則 第 4 号 〕

改正	平成 7年12月26日規則第11号	平成13年 2月20日規則第 3号
	平成15年 4月 1日規則第 3号	平成16年 3月24日規則第 1号
	平成18年 3月24日規則第12号	平成18年12月18日規則第20号
	平成19年 3月29日規則第 1号	平成19年 3月29日規則第 8号
	平成19年 9月 8日31規則第12号	平成20年 3月21日規則第14号
	平成21年 4月14日規則第 4号	平成22年 3月25日規則第 2号
	平成23年 3月23日規則第 2号	平成26年 3月 7日規則第 2号
	平成28年 3月25日規則第 3号	平成29年 3月31日規則第 2号
	令和 2年 4月 1日規則第 6号	令和 3年 3月30日規則第 6号
	令和 6年 3月25日規則第 3号	

## 目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 契約の手續

第1節 一般競争契約（第5条－第14条の3）

第2節 一般競争契約以外の契約（第15条－第19条）

第3章 契約の締結（第20条－第27条）

第4章 契約の履行（第28条－第41条）

第5章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、大川広域行政組合（以下「組合」という。）の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (2) 契約 組合を当事者の一方とする契約をいう。
- (3) 契約者 管理者と契約を締結する者をいう。

（契約の遵守事項）

**第3条** 管理者は、次に掲げる事項を遵守し、不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。
- (2) 物価の変動、需給の状況等経済情勢を調査研究すること。
- (3) 予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。

(4) 契約者の信用状態を的確に把握すること。

2 管理者は、契約履行の確保を図るよう努めなければならない。

(翌年度以降にわたる契約)

第4条 契約は、年度内に履行を終わるものでなければ締結することはできない。ただし、歳入に属する契約及び次の各号に掲げる契約については、この限りでない。

(1) 継続費、繰越明許費、事故繰越し及び債務負担行為に属するもの

(2) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約

(3) 不動産を借り入れる契約

(4) 大川広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年大川広域行政組合条例第7号）第2条各号に掲げる契約

## 第2章 契約の手続

### 第1節 一般競争契約

(一般競争入札参加者の資格)

第5条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 一般競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 工事の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(6) この条（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第5条の2 管理者は、必要があると認めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものとする。

(資格確認)

第5条の3 管理者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札に加わろうとする者が法令又は管理者の定める資格を有する者であることを確認しなければならない。

(入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも7日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所及び日時並びに契約書作成の要否

- (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - (4) 入札の場所及び日時
  - (5) 入札者の資格及び入札に参加する資格を有することについて管理者の確認を受けなければならない旨
  - (6) 入札の無効に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
- 3 管理者は、第13条の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第1項の規定により公告するときは、前項各号に掲げる事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る第13条の2第3項に規定する落札者決定基準についても、公告するものとする。

（入札保証金の額）

**第6条の2** 施行令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る契約しようとする金額の100分の5以上の額に相当する額とする。

- 2 入札保証金には利子を付さない。

（入札保証金の納付）

**第7条** 入札保証金は、現金又は次に掲げる有価証券で納めさせなければならない。

- (1) 国債証券、地方債証券その他の政府の保証のある債券、金融債、公社債及び管理者が確実と認める社債
  - (2) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
  - (3) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関の預金証書
- 2 前項に規定する有価証券の担保の価値は、その額面金額とする。ただし、同項第1号に掲げる有価証券にあつては、額面金額の8割に相当する額とする。
- 3 入札保証金は、管理者が発行する入札保証金納付書（様式第1号）により、会計管理者又は出納員に納めさせるものとする。
- 4 会計管理者又は出納員は、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、入札保証金納付済書（様式第2号）を当該入札に加わろうとする者に交付しなければならない。
- 5 管理者は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該競争入札に加わろうとする者をして、前項の規定により交付を受けた入札保証金納付済書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の免除）

**第8条** 管理者は、次に定めるところにより、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に加わろうとする者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金の還付）

**第9条** 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのち、入札保証金還付請求書（様式第3号）の提出を受けてこれと引き換えに還付するものとする。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（入札保証金の帰属）

**第9条の2** 入札保証金は、次の各号のいずれかに該当するときは、組合に帰属する。

- (1) 入札者が、入札について不正の行為があったとき。
- (2) 落札の取消し請求があったとき。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないとき。

2 前項各号により処分を要するときは、管理者は、有価証券を競売に付し、その売得金額から競売に要した経費及び入札保証金に相当する金額を徴し、残金又は不足があったときは、これを返還し、又は追徴することができる。

（入札保証金の受入れ及び払出しの手続）

**第10条** 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。この場合にあつては、管理者が収入決定権者及び支出決定権者となるものとする。

（予定価格）

**第11条** 管理者は、一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。

（入札手続）

**第12条** 入札は、入札書（様式第4号）に必要事項を記入し記名押印のうえ、封かんして、指定の日時、場所に本人又はその代理人が出席して自ら提出しなければならない。ただし、特に指定した場合においては、書留郵便をもって入札書を送付することができる。

2 代理者が入札しようとするときは、入札開始前に委任状を提出しなければならない。

3 管理者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

4 入札執行回数は、原則として2回を制限とする。

5 前各項の入札者は、他の入札者を代理することができない。

6 入札者は、内訳書の提出を求められた場合は、入札執行の際に当該入札価格の内訳書を提出しなければならない。

（入札の規律）

**第12条の2** 入札者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 入札時刻までに出席のない入札者の入札は、拒否することができる。

3 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければならない。

- 4 入札に際し、不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することができる。  
(入札の停止、中止、取消)

**第12条の3** 管理者は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、入札者が損害を受けることがあっても、管理者はその責を負わない。  
(入札の無効)

**第12条の4** 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札保証金を納めない者又はその額が所定の金額に不足した者の入札
- (2) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
- (4) 第12条第1項ただし書に規定する方法による入札で、指定時刻後に組合に到着したもの
- (5) 文字の解読し難いもの
- (6) 記名押印のないもの
- (7) 共謀結託したと認められる者のした入札
- (8) 前各号に定めるものを除くほか、管理者が特に指定した事項に違反したもの  
(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

**第13条** 管理者は、施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者としようとするときは、当該最低の価格をもって入札をした者と契約を締結することにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を明らかにしなければならない。

- 2 管理者は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付す必要があると認めるときは、その理由並びに付そうとする最低制限価格の額及びその算出基礎を明らかにしなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定により最低制限価格を付することとされたときは、第6条の規定による公告において、最低制限価格が付されている旨を明らかにしなければならない。
- 4 第11条第1項の規定は、最低制限価格を付した場合に準用する。

**第13条の2** 管理者は、当該契約がその性質又は目的から前条及び第14条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の範囲内の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とするすることができる。

- 2 管理者は、前項の場合において、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって入札した者であっても、その旨の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とするすることができる。
- 3 管理者は、前2項の規定により落札者を決定する競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の

条件が組合にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 4 管理者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴くものとする。
- 5 管理者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（落札者の決定及び通知）

**第14条** 管理者は、入札者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格の入札をした者を落札者とするものとする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、管理者は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 管理者は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

（落札の取消）

**第14条の2** 管理者は、次の各号いずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が、指定の期日までに契約の締結をしないとき。
- (2) 落札者が、不正の入札をしたとき、又はさせたと認めるとき。
- (3) 落札後、入札資格に欠け、又は欠けていることを発見したとき。
- (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって、すでに締結した他の契約を解除されたとき。
- (5) 落札の取り消し請求があったとき。

（落札者の繰上）

**第14条の3** 前条第5号の請求が落札後直ちになされたときは、次順位の入札者を落札者としてすることができる。ただし、この場合の落札金額は、取り消された落札金額とする。

#### 第2節 一般競争契約以外の契約

（指名競争入札参加資格者名簿の作成等）

**第15条** 指名競争入札に加わろうとする者は、あらかじめ工事若しくは請負又は物件の販売等の実績、従事員の数その他経営の規模及び状況を明らかにした入札参加資格審査申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の入札参加資格審査申請書を受理したときは、これに基づき、契約の種類ごとに資格審査を行い、履行能力別に指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載しなければならない。
- 3 資格者名簿は、登載した日から起算して2年間有効とする。ただし、資格者名簿のうち当該資格者名簿の有効期間内に新たに登載された者に係る部分は、当該有効期間の満了する日まで有効とする。

（指名競争入札参加者の指名等）

**第16条** 管理者は、指名競争入札に付そうとするときは、契約の種類及び目的並びに金額に応じ

資格者名簿に登載した者のうちから競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。ただし、資格者名簿に登載した者の中から指名することが困難であると認めるときは、資格者名簿に登載されていない者と併せて指名することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指定したときは、当該入札者に対し、第6条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 管理者は、第13条の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について前項の規定により通知するときは、同項の規定により通知すべき事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る第13条の2第3項に規定する落札者決定基準についても、通知するものとする。

（一般競争入札に関する規定の準用）

**第17条** 第5条から第5条の3まで及び第6条の2から第14条の3までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

（随意契約）

**第18条** 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

**第18条の2** 管理者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第11条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、随意契約により契約を締結しようとする価格の総額が30万円未満のときは予定価格を定めることを省略することができる。

- 2 管理者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する時間的余裕がないとき、又は官報その他のもので価格が確定し見積書を徴する必要がないとき又は特別に管理者が認めたときは、この限りでない。

（せり売り）

**第19条** 第6条から第10条まで及び第14条第4項並びに第14条の2の規定は、せり売りに付する場合に準用する。

第3章 契約の締結

（契約書の作成）

**第20条** 管理者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は期間及び履行場所
- (4) 契約保証金
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査

- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - (8) 危険負担
  - (9) 契約不適合責任
  - (10) 契約に関する紛争の解決方法
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 3 工事請負契約に係る工事請負契約書は、大川広域行政組合工事請負契約約款（平成14年大川地区広域行政振興整備事務組合告示第16号）により契約し、その契約書には、附属書類として、品名、数量、単価、金額等を記載した工事費内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付がなければならない。ただし、管理者が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。
- 4 設計業務等委託契約に係る設計業務等委託契約書は、大川広域行政組合建設設計業務等委託契約約款（平成18年大川広域行政組合告示第15号）及び大川広域行政組合土木設計業務等委託契約約款（平成25年大川広域行政組合約款第1号）により契約し、その契約書には、附属書類として、設計業務委託仕様書（図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書等を含む。）の添付がなければならない。ただし、管理者が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。
- 5 物品購入契約に係る物品購入契約書は、大川広域行政組合物品購入契約約款（平成18年大川広域行政組合告示第7号）により契約し、その契約書には、附属書類として、仕様書（工程表、図面及び設計書等を含む。）又は見本のほか、管理者が指定する資料の添付がなければならない。ただし、管理者が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。
- 6 前3項に規定する約款は、管理者が告示で定める。

（契約書の作成の省略）

**第21条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 50万円を超えない指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

（契約保証金の額）

**第22条** 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約代金の額の100分の10以上の額に相当する額とする。

- 2 契約保証金には利子を付さない。
- 3 契約内容の変更により、契約金額を増減したときは、その割合に従って契約保証金を増減することができる。ただし、契約金額の増減が1割以内の場合においては、この限りでない。

（契約保証金の減免）



**第23条** 管理者は、次に定めるところにより契約保証金の全部又は一部を減額又は免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 指名競争入札の方法による契約又は随時契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（契約保証金の還付）

**第24条** 契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約者から契約保証金還付請求書（様式第3号）の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。

（入札保証金に関する規定の準用）

**第25条** 第7条及び第10条の規定は、契約保証金を納付させる場合並びに受入れ及び払出しをする場合に準用する。この場合において、第7条中「入札保証金納付書」、「入札保証金納付済書」及び「当該入札に加わろうとする者」とあるのは、それぞれ「契約保証金納付書」（様式第1号）、「契約保証金納付済書」（様式第2号）及び「当該契約を締結しようとする者」と読み替えるものとする。

（契約保証金の帰属）

**第26条** 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、組合に帰属する。

- 2 契約保証金は、別に定めるもののほか、当該契約に伴う一切の損害の賠償又は違約金に充当することができる。

（仮契約）

**第27条** 管理者は、大川広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

- 2 管理者は、前項の仮契約を締結した事案について、議会の議決を得たときは、遅滞なく、その旨を契約者に通知しなければならない。
- 3 第1項及び第2項に規定する契約書には、両者記名押印し、各自その1通を保有しなければならない。

#### 第4章 契約の履行

（監督及び検査の協力義務）

**第28条** 管理者は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、契約者をして監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定させなければならない。

（監督）

**第29条** 管理者又は管理者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることをしないようにするとともに、監督の実施によって特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他にもらしてはならない。

（監督職員の報告）

**第30条** 監督職員は、監督の結果について管理者と緊密に連絡するとともに、管理者の要求に基づき、又は随時に監督の実施について報告しなければならない。

（検査及び検収）

**第31条** 管理者又は管理者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、工事、製造その他の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 管理者又は管理者から検収を命ぜられた職員（以下「検収職員」という。）は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査又は検収を行うものとする。

4 検査職員又は検収職員は、第1項又は第2項の規定による検査又は検収の実施に当たっては、契約者又はその代理人の立会を求めなければならない。

5 検査職員又は検収職員は、前項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書（様式第5号）又は検収調書（様式第6号）を作成し、管理者に提出しなければならない。この場合において、その工事又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

（監督又は検査若しくは検収を委託して行った場合の確認）

**第32条** 管理者は、施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査若しくは検収を行わせた場合においては、当該監督又は検査若しくは検収の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の委託に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をしてはならない。

（代価の支払）

**第33条** 契約代金は、第31条第5項の規定による検査調書又は検収調書に基づかなければ支払をしてはならない。

（部分払）

**第34条** 工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分について、その全部の完済前又は完納

前にその代価の一部を支払う旨の約定をするときは、当該既済部分又は既納部分に対する代価が契約代金の10分の3を超えた場合においてのみ、これを行うものとしなければならない。ただし、国若しくは県の補助金又は地方債に伴う工事について管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、当該部分払をする額は、工事又は製造については、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れについてはその既納部分に対する代価を超えないものとする。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の金額まで支払うものとするができる。

3 前各項に定めるもののほか、業務委託における成果物の部分引渡しに係る業務委託料については、契約者と協議して定める。

4 第31条及び前条の規定は、前3項の規定により部分払をする場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合に準用する。

(建物についての火災保険)

**第35条** 前条第1項の規定により部分払に関する約定をする場合において、部分払の対象となる工事又は製造に係るもので、その性質上管理者が火災保険契約を必要と認めるものについては、組合を受取人とする火災保険に付し、かつ、当該証書を管理者に提出する旨を約定させなければならない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

**第36条** 管理者は、契約者の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び次条の規定により履行期間を延長する場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に当該契約期間が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

(履行期間の延長)

**第37条** 管理者は、天災その他やむを得ない事由により当該契約に定めた履行期間内に契約を履行することができないと認められるときは、契約者の申出により履行期間を延長することができる。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨契約者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第38条** 管理者は、契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任することができる旨の約定をすることができない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(名義変更の届出)

**第39条** 管理者は、法人又は組合とその代表者名義をもって契約をする場合においては、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本若しくは抄本又は登記事項証明書その他これを証する書類を添えて、その旨を届け出るべき旨を約定しなければならない。

2 前項の規定は、個人の場合にも準用する。

(契約の解除等)

**第40条** 管理者は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の約定をしなければならない。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の事由がなく契約履行の着手を延ばしたとき。
- (3) 前2号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

2 管理者は、前項各号に該当しない場合があってもやむを得ない事由があるときは、契約を解除し、又は履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる旨の約定をすることができる。  
(解除等の通知及び契約の変更)

**第41条** 管理者は、前条の規定による約定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間その他必要な事項を通知しなければならない。

2 管理者は、前条第2項の規定による約定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約者と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

#### 第5章 補則

(補則)

**第42条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月26日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年2月20日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月18日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、大川広域行政組合建設設計業務等委託契約約款の告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月29日規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条、第2条、第4条、第11条、第13条、第14条及び第17条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を

加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成19年3月29日規則第8号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条中大川広域行政組合契約規則第15条の改正規定は、平成18年度中に提出された「入札指名願書」については、改正後の「入札参加資格申請書」と読み替え、平成18年度中において作成した「入札指名人名簿」については、改正後の「指名競争入札参加資格者名簿」とそれぞれ読み替えて平成19年度からの指名競争入札について適用する。

- 3 第1条中大川広域行政組合契約規則第17条、第23条第3号及び第2条中大川広域行政組合建設工事執行規則第13条第1項、第14条第2号、第25条第2号から第4号の改正規定並びに第26条の2を追加する規定は、平成19年7月11日から適用する。

- 4 第1項の公布の日の前日において、改正前の大川広域行政組合工事執行規則により置かれた「工事検査員」及び「工事監督員」は、それぞれ改正後の「工事検査職員」及び「工事監督職員」と読み替えてこの規則の公布日以降その職務を行うものとする。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際、この規則による改正前大川広域行政組合契約規則及び大川広域行政組合建設工事執行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成20年3月21日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月14日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。〔公布日 平成21年5月1日〕

（経過措置）

- 2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（大川広域行政組合契約規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条による改正後の大川広域行政組合契約規則第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（様式に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条から第4条、第6条、第10条及び第11条、第13条、第17条及び第18条、第21条及び第22条、第24条並びに第26条の規

則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成23年3月23日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（大川広域行政組合契約規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条による改正後の大川広域行政組合契約規則第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第2号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則は、この規則の施行の日以降に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日規則第6号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月25日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

1	工事又は製造の請負	130万円
2	財産の買入れ	80万円
3	物件の借入れ	40万円
4	財産の売払い	30万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円



## 様式第1号（第7条、第25条関係）

入札（契約）保証金納付書									
年 月 日									
収入決定権者 殿					住所 _____				
					納付者 氏名 _____				
次のとおり納付します。									
納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	種 類	記号番号	額面金額	枚 数	納付金額	備 考			
	現 金	/	/	/					
	証 券								
	計								
内容の概略									

- 備考 1 納付金額については、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。
- 2 納付金額は、訂正しないこと。
- 3 附属利札があるときは、備考欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

## 様式第2号（第7条、第25条関係）

入札（契約）保証金納付済書									
年 月 日									
納付者 様					大川広域行政組合会計管理者（指定金融機関等） 印				
次の金額（証券）を領収しました。									
納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	種 類	記号番号	額面金額	枚 数	納付金額	備 考			
	現 金	/	/	/					
	証 券								
	計								
内容の概略									

- 備考 様式第1号と重ねて複写すること。

様式第3号（第9条、第24条関係）

入札（契約）保証金還付請求書

年 月 日

支出決定権者 殿

住所 \_\_\_\_\_  
請求者 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

次の金額（証券）の還付を請求します。

請求金額		千	百	十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳	種類	記号番号	額面金額	枚数	納付金額	備考
		現金				
	証 券					
	計					
内容の概略						

年 月 日

大川広域行政組合会計管理者 殿

住所 \_\_\_\_\_  
受取人 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

上記の金額（証券）を領収しました。

- 備考 1 請求金額については、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に㍻の記号を付記すること。
- 2 請求金額は、訂正しないこと。
- 3 附属利札があるときは、備考欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

## 様式第4号（第12条関係）

入 札 書

年 月 日

大川広域行政組合  
管理者 殿入 札 者 住 所  
名称又は商号  
代 表 者 名 ⑩

地方自治法、地方自治法施行令及び大川広域行政組合契約規則その他指示事項を承知の上次のとおり入札します。

## 記

## 1 入札金額

入 札 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## 2 工事名

## 3 工事場所

- 備 考 1 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に  
¥の記号を付記すること。  
2 入札金額を訂正しないこと。

様式第5号（第31条関係）

検 査 調 査 書

年 月 日

大川広域行政組合

管理者

殿

検査職員職氏名 (印)

立会人職氏名 (印)

次のとおり検査しました。

管理者	事務局長				係 員	検 査 年 月 日	会計管理者		係 員
						年 月 日			

事 業 名						工事番号			
契 約 金 額			出来高金額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額)			出来高歩合 %		
契 約 年 月 日	年	月	日	契 約 の 種 類					
工 期	着工	年	月	日	竣 工	年	月	日	事業場所
竣工届（部分払申請書）受理				年 月 日					
請 負 人 住 所 氏 名				監 督 職 員 又 は 工 事 監 督 員 氏 名					
検 査 の 内 訳									
検 査 の 所 見	工事施工（製造）等の巧拙								
	材 料 の 良 否								
	適	否	合格		不合格				
検 査 意 見									
検査の基準とした書類									

様式第6号（第31条関係）

## 検 収 調 書

管理者	事務局長				係 員	検 収 年 月 日	会計管理者		係 員
						年 月 日			

契 約 金 額		契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 納 期	年 月 日	納 入 年 月 日	年 月 日
納 入 場 所		検 収 場 所	

内 訳	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考

検 収 意 見	
---------	--

上記のとおり検収しました。

年 月 日

検収職員職氏名 ⑩

立会人職氏名 ⑩

大川広域行政組合

管理者

殿